

坂町第7期障害福祉計画及び 坂町第3期障害児福祉計画

— 案 —



坂町マスコットキャラクター
坂 うめじろう

令和6年2月19日

広島県 坂町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】計画の位置付け	2
【3】計画の期間	3
【4】計画の策定方法	3
【5】参考／国の障害者基本計画（第5次）の概要	4
第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題	5
【1】人口の動き	5
【2】障害のある人の状況	6
【3】アンケート調査結果から読み取れる現状と課題	14
【4】障害者支援に関する事業所調査から読み取れる課題	20
【5】障害者支援に関する関係団体調査から読み取れる課題	23
第3章 前期計画の進捗状況	25
【1】成果目標の進捗状況	25
【2】第6期障害福祉計画の進捗状況	33
【3】第2期障害児福祉計画の進捗状況	38
第4章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画	39
【1】国の基本指針について	39
【2】成果目標の設定	43
【3】第7期障害福祉計画	52
【4】第3期障害児福祉計画	59
第5章 計画の推進	62
【1】計画の推進体制	62
【2】計画の進行管理	63
資料編	未

第1章 計画の策定にあたって

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化や重度化、介助者の不足や親亡き後の支援の在り方など、その課題やニーズは複雑化、多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のライフスタイルに大きな影響を与えてきました。これからの障害のある人への支援施策においても、よりきめ細かな対策が必要となっています。

国においては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる「共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

平成30年4月には「障害者総合支援法^{※1}」の改正法及び「児童福祉法の一部を改正する法律（以下「児童福祉法」という。）」の施行により、障害のある人の地域での暮らしを支援するため、自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新設されるとともに、介護保険サービスの利用者負担の軽減や共生型サービスの創設などが進められました。また、医療的ケア児への支援や障害のある子どもへのサービス提供体制の構築を計画的に推進するため、各自治体における「障害児福祉計画」の策定も定められました。

令和3年5月には「障害者差別解消法^{※2}」が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことをはじめ、令和4年5月には、障害のある人における情報の取得や意思疎通等に係る施策の推進を目的として「障害者情報アクセシビリティ推進法^{※3}」が制定されるなど、大きな動きがありました。

さらに、令和5年3月には、障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され「共生社会」の実現に資する取組の推進など、全ての施策分野に共通する「横断的な視点」が改めて定められています。

本町では、令和3年3月に策定した、令和8年度までを計画期間とする「坂町障害者計画」において「障害者が安心して、生きがいをもって生活できる地域社会づくり」を基本理念として定め、障害のある人への様々な福祉施策を推進しています。また、同年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定に基づく「第6期坂町障害福祉計画」及び「第2期坂町障害児福祉計画」（以下「前期計画」という。）を一体的に策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援にかかる施策を計画的に推進してきました。

前期計画は、令和5年度までを対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「坂町第7期障害福祉計画」及び「坂町第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定し、障害のある人に対する福祉施策をはじめ、多様なニーズに応じた障害福祉サービス等の充実に努めます。

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

※2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※3 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

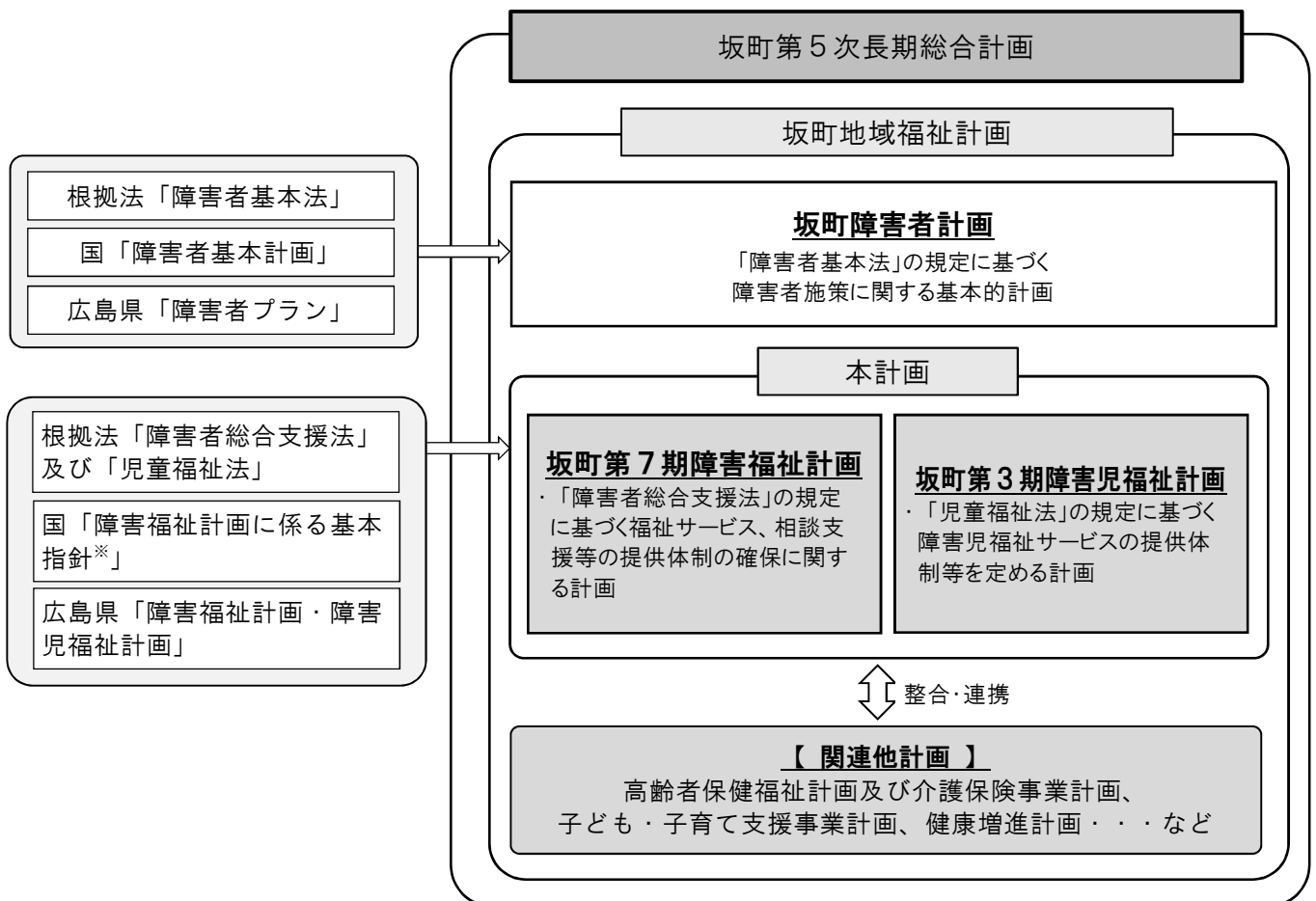
【2】計画の位置付け

「坂町障害者計画」は「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく、長期的視点に立って障害のある人の生活全般にわたる福祉施策を定める総合的な計画です。

一方、本計画は「障害者総合支援法」第88条第1項及び「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づく、障害福祉サービスや市町等が主体となって柔軟に実施する地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量及びその確保方策、障害児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。

また、広島県の計画はもとより、本町の最上位計画である「坂町第5次長期総合計画」をはじめ「坂町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」や「坂町子ども・子育て支援事業計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮します。

【 計画の位置付け 】



※ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後（令和5年5月19日こども家庭庁 厚生労働省告示第一号）」

【3】計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
坂町障害者計画	現行計画						次期計画		
本 計 画	坂町障害福祉計画	第6期			第7期(本計画)		第8期(次期計画)		
	坂町障害児福祉計画	第2期			第3期(本計画)		第4期(次期計画)		

【4】計画の策定方法

1 坂町地域自立支援協議会における審議及び町民意見の反映

- 関係団体、組織の関係者などから構成される「坂町地域自立支援協議会」における審議
- 計画案についてのパブリックコメント（意見公募）による、町民からの幅広い意見聴取

2 町民アンケート調査の実施

調査対象	町内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び特別児童扶養手当受給者
調査方法	郵送配布～郵送回収
調査時期	令和5年8月
回収状況	配布数 332 人、有効回収数 127 人、有効回収率 38.3%

3 事業所及び関係団体調査の実施

	障害者支援に関する事業所調査	障害者支援に関する関係団体調査
調査対象	障害福祉サービス提供事業所	障害福祉関係団体
調査方法	郵送配付・郵送回収(ヒアリングシートへの記入依頼)その他電子メール等による回答を含む。	
調査時期	令和5年9月	
回答件数	7事業所	2団体

【5】参考／国の障害者基本計画（第5次）の概要

国においては、令和5年3月に「障害者基本法」第11条の規定に基づく「障害者基本計画（第5次）」を閣議決定しており、障害者施策の最も基本的な計画として改めて位置付けています。

「障害者基本計画（第5次）」では、条約の理念の尊重及び整合性の確保をはじめ、共生社会の実現に資する取組の推進など、全ての施策分野に共通する「横断的視点」を定めました。

【 障害者基本計画（第5次）の概要 】

【基本理念】 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

障害者施策の基本的な方向（施策の体系）

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2 安全・安心な生活環境の整備
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4 防災、防犯等の推進
- 5 行政等における配慮の充実
- 6 保健・医療の推進
- 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 8 教育の振興
- 9 雇用・就業、経済的自立の支援
- 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 11 国際社会での協力・連携の推進

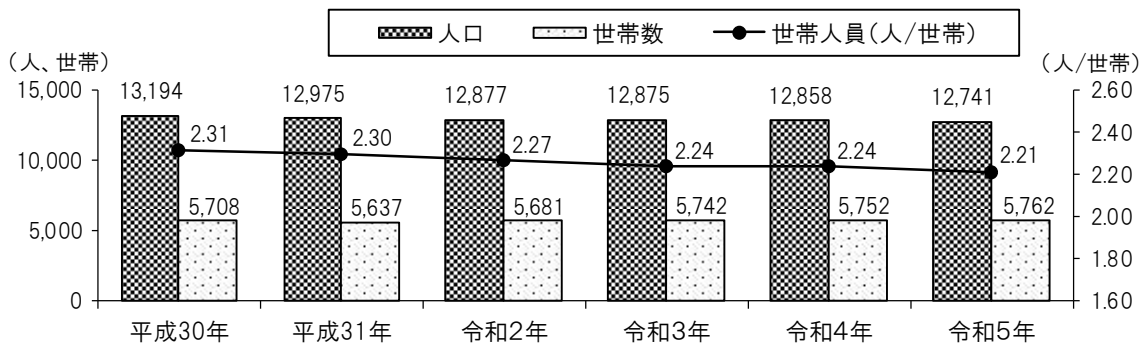
第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

【1】人口の動き

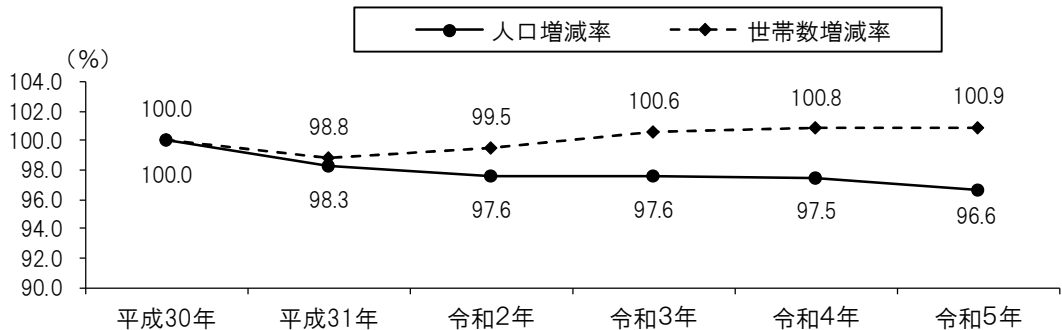
本町の人口は、緩やかな減少で推移しており、令和5年4月1日現在12,741人（平成30年を100とした場合96.6）となっています。世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30年の2.31人から令和5年で2.21人となっています。

本町の高齢化率は、令和5年で29.7%とおおむね横ばいで推移しています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成30年を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

【年齢3区分別人口の推移】

単位(人)	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率(%)
合計	13,247	13,048	12,934	12,978	12,943	12,839	96.9
0～14歳	1,895	1,868	1,826	1,830	1,814	1,761	92.9
15～64歳	7,433	7,283	7,244	7,303	7,298	7,270	97.8
65歳以上	3,919	3,897	3,864	3,845	3,831	3,808	97.2
高齢化率(%)	29.6	29.9	29.9	29.6	29.6	29.7	-

注：増減率は平成30年を100とした場合の令和5年の割合を示している。

資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

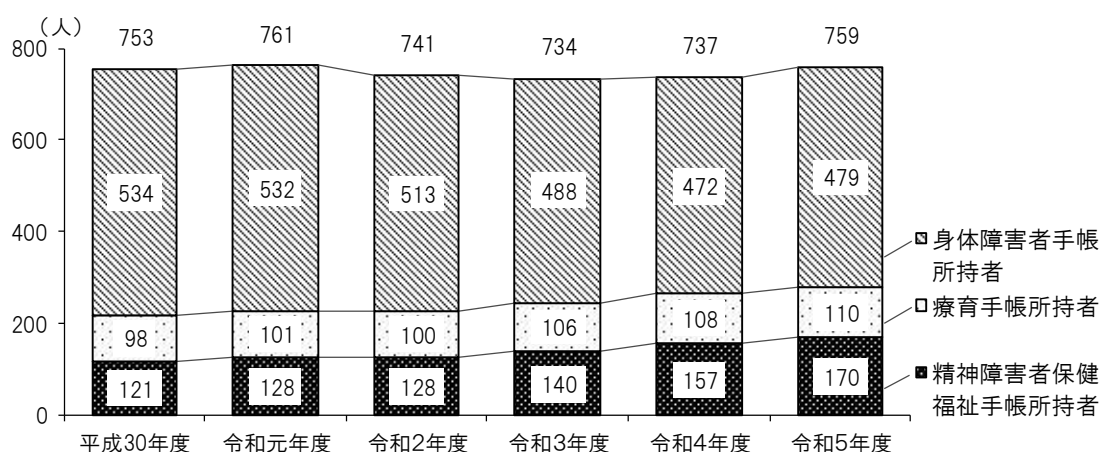
【2】障害のある人の状況

1 障害者手帳所持者の状況

本町の障害者手帳所持者数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度は759人となっています。

手帳の種類別でみると、令和5年度は「身体障害者手帳所持者」が479人と最も多く、全体の6割以上（63.1%）を占めています。「療育手帳所持者」は110人（全体に占める構成比14.5%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は170人（同22.4%）となっています。平成30年度からの推移では、「身体障害者手帳所持者」は減少し、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は大きく増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比(%)
障害者手帳所持者数合計	753	761	741	734	737	759	100.0
身体障害者手帳所持者	534	532	513	488	472	479	63.1
療育手帳所持者	98	101	100	106	108	110	14.5
精神障害者保健福祉手帳所持者	121	128	128	140	157	170	22.4

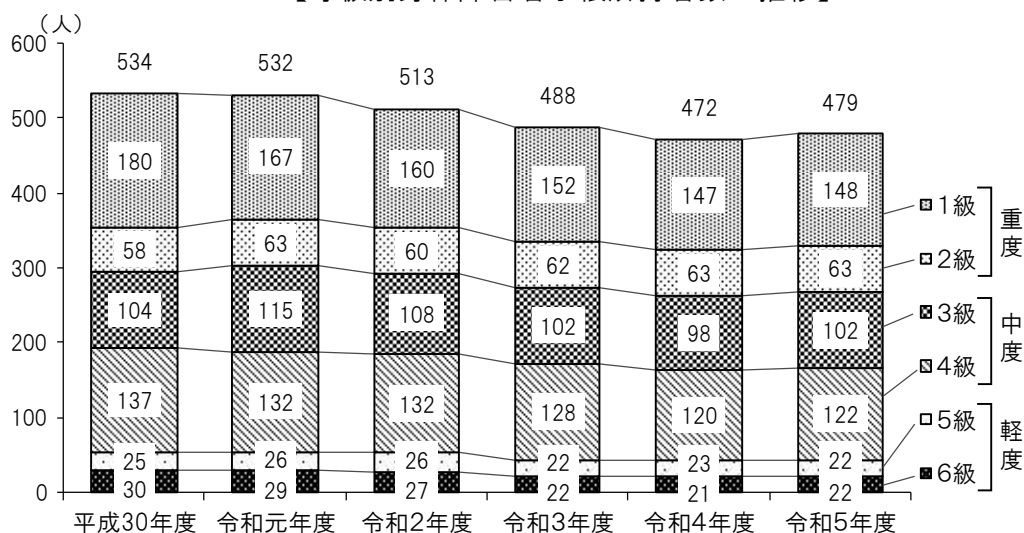
資料：民生課(各年度4月1日現在)

2 身体障害者手帳所持者の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は減少で推移していましたが、令和5年度は増加に転じ479人となっています。

等級別で見ると、令和5年度は「1級」が148人と最も多く、全体の約3割（30.9%）を占めています。次いで「4級」が122人（全体に占める構成比25.5%）、「3級」が102人（同21.3%）の順となっています。年齢別では、65歳以上が約8割（78.1%）を占め、高齢者の割合が高くなっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比(%)
身体障害者手帳所持者数合計		534	532	513	488	472	479	100.0
重度	1級	180	167	160	152	147	148	30.9
	2級	58	63	60	62	63	63	13.2
中度	3級	104	115	108	102	98	102	21.3
	4級	137	132	132	128	120	122	25.5
軽度	5級	25	26	26	22	23	22	4.6
	6級	30	29	27	22	21	22	4.6

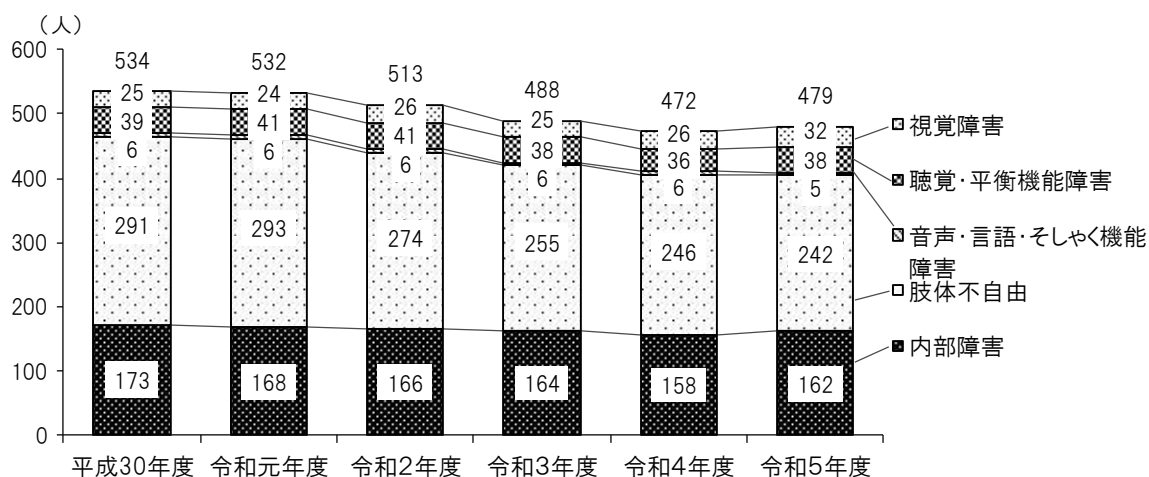
【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位(人)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比(%)
合計		534	532	513	488	472	479	100.0
18歳未満		9	10	11	11	10	10	2.1
18~64歳		110	104	101	93	94	95	19.8
65歳以上		415	418	401	384	368	374	78.1

資料：民生課(各年度4月1日現在)

障害種類別でみると、令和5年度は「肢体不自由」が242人と最も多く、全体の約半数（50.5%）を占めています。次いで「内部障害」が162人（全体に占める構成比33.8%）、「聴覚・平衡機能障害」が38人（同7.9%）、「視覚障害」が32人（同6.7%）の順となっています。平成30年度からの推移では、「肢体不自由」の減少が目立っています。

【障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比(%)
合計	534	532	513	488	472	479	100.0
視覚障害	25	24	26	25	26	32	6.7
聴覚・平衡機能障害	39	41	41	38	36	38	7.9
音声・言語・そしゃく機能障害	6	6	6	6	6	5	1.0
肢体不自由	291	293	274	255	246	242	50.5
内部障害	173	168	166	164	158	162	33.8

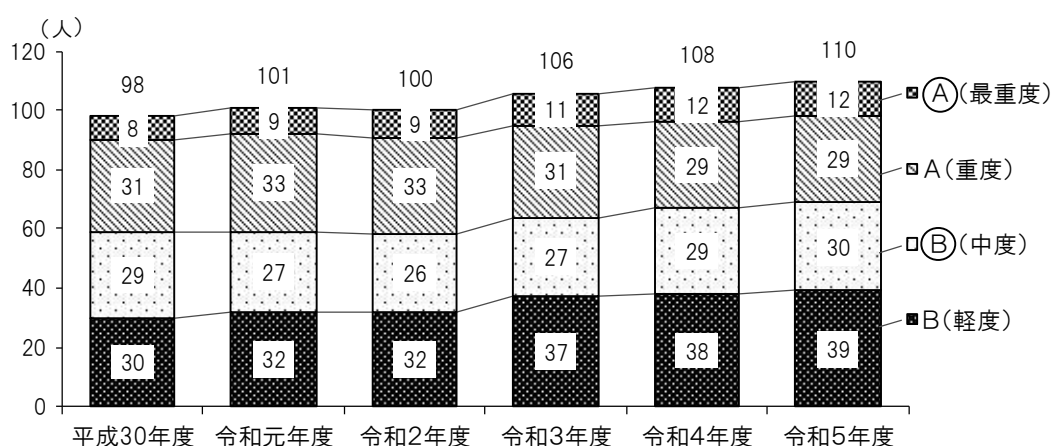
資料：民生課(各年度4月1日現在)

3 療育手帳所持者の状況

本町の療育手帳所持者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和5年度は110人となっています。

障害程度別で見ると、令和5年度は「B（軽度）」が39人と最も多く、次いで「ⓑ（中度）」が30人、「A（重度）」が29人、「Ⓐ（最重度）」が12人の順となっています。また、重度障害者（Ⓐ、A）は、37.3%となっています。年齢別では、18～64歳の療育手帳所持者数が増加しています。

【障害程度別療育手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比(%)
療育手帳所持者数合計	98	101	100	106	108	110	100.0
Ⓐ(最重度)	8	9	9	11	12	12	10.9
A(重度)	31	33	33	31	29	29	26.4
ⓑ(中度)	29	27	26	27	29	30	27.3
B(軽度)	30	32	32	37	38	39	35.5

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比(%)
合計	98	101	100	106	108	110	100.0
18歳未満	31	29	25	28	30	30	27.3
18～64歳	61	66	68	69	69	72	65.5
65歳以上	6	6	7	9	9	8	7.3

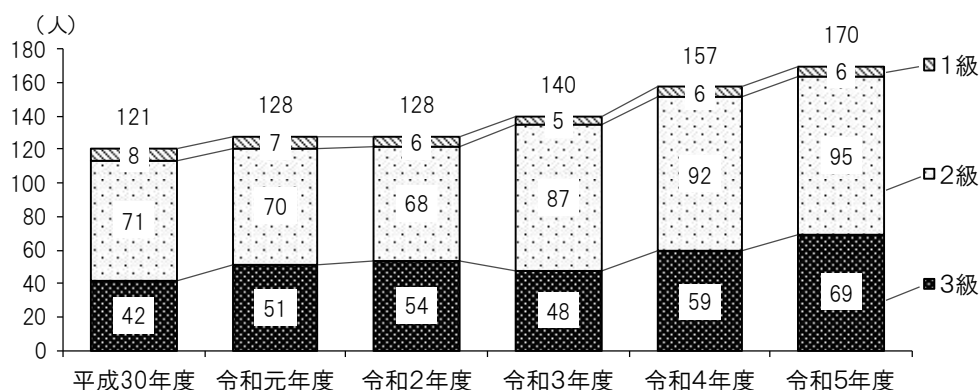
資料: 民生課(各年度4月1日現在)

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加で推移しており、令和5年度は170人となっています。

等級別で見ると、令和5年度は「2級」が95人と最も多く、全体の半数以上（55.9%）を占めています。次いで「3級」が69人（全体に占める構成比40.6%）、「1級」が6人（同3.5%）の順となっており、「2級」「3級」の増加が目立っています。年齢別では、18～64歳が約7割（72.9%）を占めています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比(%)
精神障害者保健福祉手帳所持者数合計	121	128	128	140	157	170	100.0
1級	8	7	6	5	6	6	3.5
2級	71	70	68	87	92	95	55.9
3級	42	51	54	48	59	69	40.6

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

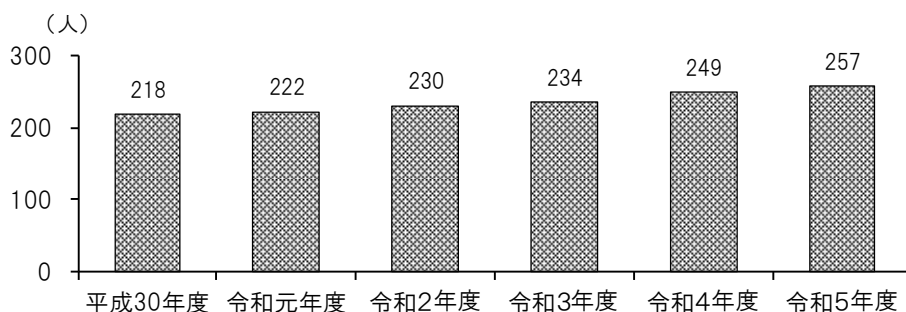
単位(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比(%)
合計	121	128	128	140	157	170	100.0
18歳未満	15	16	12	9	15	16	9.4
18～64歳	84	93	94	104	115	124	72.9
65歳以上	22	19	22	27	27	30	17.6

資料：民生課(各年度4月1日現在)

5 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和5年度は257人となっています。年齢別でみると、18～64歳の増加が目立っています。

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】



【年齢別自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】

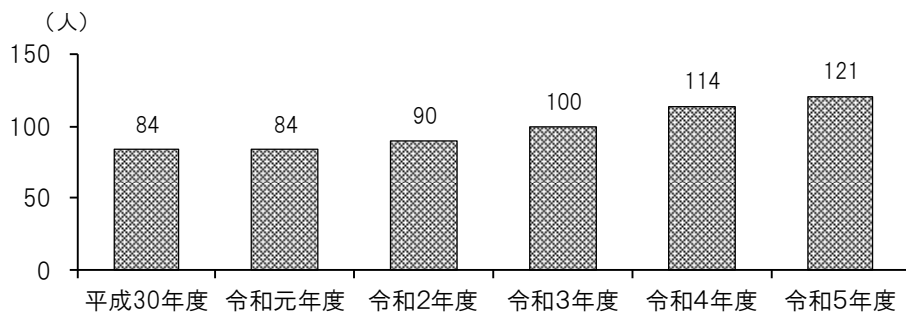
単位(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比 (%)
合計	218	222	230	234	249	257	100.0
18歳未満	30	35	28	19	26	25	9.7
18～64歳	147	150	163	180	177	187	72.8
65歳以上	41	37	39	35	46	45	17.5

資料：民生課（各年度4月1日現在）

6 難病の状況

特定疾患医療受給者証所持者数は増加で推移しており、令和5年度は121人となっています。

【特定疾患医療受給者証所持者数の推移】



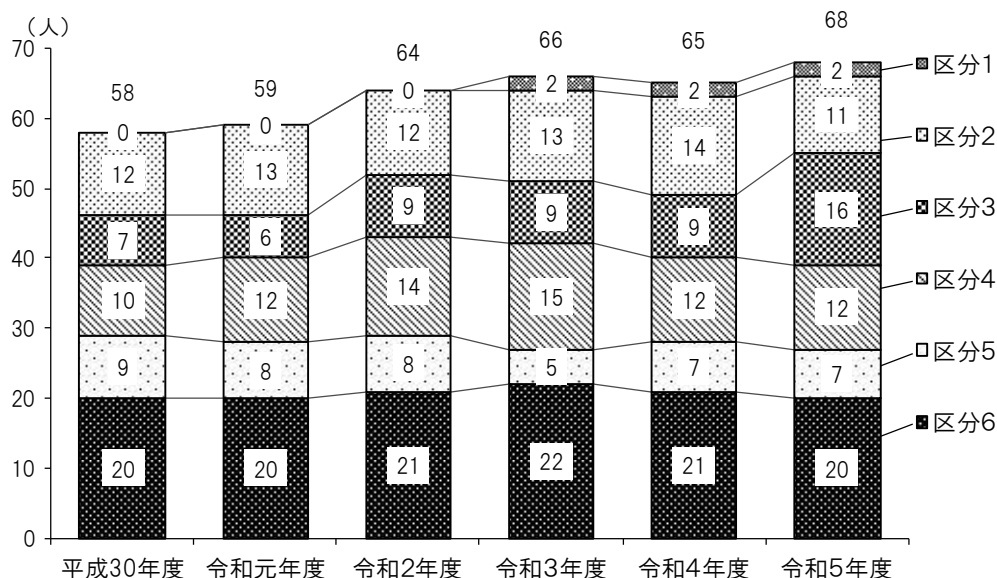
資料：広島県西部保健所広島支所（各年度4月1日現在）

7 障害支援区分認定者の状況

本町の障害支援区分認定者数は増加傾向にあり、令和5年度は68人となっています。

区分別でみると、令和5年度は「区分6」が20人と最も多く、次いで「区分3」が16人、「区分4」が12人の順となっており、平成30年度からの推移では、「区分3」の増加が目立っています。

【障害支援区分認定者数の推移】



単位(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	構成比(%)
合計	58	59	64	66	65	68	100.0
区分1	0	0	0	2	2	2	2.9
区分2	12	13	12	13	14	11	16.2
区分3	7	6	9	9	9	16	23.5
区分4	10	12	14	15	12	12	17.6
区分5	9	8	8	5	7	7	10.3
区分6	20	20	21	22	21	20	29.4

資料: 民生課(各年度4月1日現在)

8 障害のある子どもを取り巻く保育・教育環境の状況

(1) 保育園等における障害児保育の実施状況

本町の保育園等入所児童数は、令和5年度で453人であり、そのうち障害児保育は8人となっています。

【障害児保育入所児童数の推移】

単位(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園等入所児童数	458	455	448	466	457	453
うち障害児	5	4	2	8	10	8

資料:民生課(各年度5月1日現在)

【年齢別障害児保育入所児童数】

単位(人)	合計	0歳児	1歳児	2歳児	年少	年中	年長
保育園等入所児童数	453	10	54	72	89	115	113
うち障害児	8	0	0	0	0	5	3

資料:民生課(令和5年5月1日現在)

(2) 学校における特別支援教育の実施状況

本町の小学校児童数は、令和5年度で691人であり、そのうち特別支援学級は36人、通級指導教室は12人となっています。また、中学校生徒数は361人であり、そのうち特別支援学級は20人、通級指導教室は2人となっています。

【特別支援学級等 児童生徒数の推移】

単位(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校児童数	796	804	738	736	729	691
特別支援学級	24	26	26	26	32	36
通級指導教室	10	12	9	13	9	12
中学校生徒数	355	347	369	360	377	361
特別支援学級	7	9	7	7	13	20
通級指導教室	4	1	3	4	4	2

資料:学校教育課(各年度5月1日現在)

【特別支援学級等 学年別児童生徒数】

単位(人)	合計	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
小学校児童数	691	102	127	120	100	128	114
特別支援学級	36	3	3	7	4	14	5
通級指導教室	12	1	2	1	0	4	4
中学校生徒数	361	124	124	113			
特別支援学級	20	8	7	5			
通級指導教室	2	0	2	0			

資料:学校教育課(令和5年5月1日現在)

【3】アンケート調査結果から読み取れる現状と課題

1 障害者の状況について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 身体障害のある人の約6割（60.5%）が50歳以上で、高齢化の進行がうかがえます。一方、知的障害のある人は、29歳以下の若い年齢層で全体の約6割（61.4%）を占めています。また、精神障害のある人は30～64歳で全体の約6割（58.9%）を占めています。
- 「発達障害の診断」を受けている人は、知的障害のある人で約6割（58.1%）、年齢で見ると18歳未満で7割以上（73.3%）を占めています。
- 精神障害のある人の7割以上（73.2%）が「自立支援医療（精神通院）の受給者証」を持っています。
- 18歳未満の6割（60.0%）が「特別児童扶養手当」を受給しています。
- 日常生活でほぼ全て、又は一部介助が必要な障害のある人は約3割（31.5%）で、特に知的障害のある人の約6割（61.3%）が何らの介助を必要としています。

今後の課題

- 身体障害のある人の高齢化を見据えた支援内容の検討をはじめ、知的障害のある人の家族介助者への支援の充実、精神障害のある人に対する社会参加や就労支援の充実など、障害区分別や年齢による障害特性の違いに配慮した、より効果的な支援内容の検討が必要です。

2 障害福祉サービスの利用について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 現在利用している障害福祉サービスは「計画相談支援」「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」「就労継続支援（B型）」「生活介護」「就労移行支援」の順に多く、今後利用したい障害福祉サービスは「移動支援」「短期入所（ショートステイ）」「就労継続支援（B型）」「計画相談支援」の順に多くなっています。
- 18歳未満対象では、現在利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「児童発達支援」「保育所等訪問支援」の順に多く、今後3年以内に利用したい障害福祉サービスも「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。
- 現在利用している障害福祉サービスに対する不満については「サービス内容についての情報が少ない」「利用したいサービスがあるのに条件に合わず利用できない」「利用したい日や時間に利用できない」などの多く、特に身体障害のある人で「利用したいサービスがあるのに条件に合わず利用できない」の割合が目立ちます。
- 今後サービスを利用しやすくするためには「どのようなサービスがあるのか、詳しい情報を提供してほしい」「自分に適切なサービスをアドバイスしてほしい」「サービスについて気軽に相談できる場所がほしい」などの順となっています。

- 福祉情報等の入手先としては「県や町役場の窓口」「家族や親せき・友人・知人」「県や町役場の広報紙や通知・パンフレット」などの順に多く、特に知的障害のある人で「県や町役場の窓口」「通園・通所施設や学校」、精神障害のある人で「病院・薬局」「インターネット（スマートフォンやタブレット）」の割合が高くなっています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 「移動支援」「短期入所」などの日中活動系サービスや「就労継続支援」などの訓練・就労系サービスなどのニーズへの対応が必要です。18歳未満では、特に「放課後等デイサービス」へのニーズの対応が必要です。 ● 障害福祉サービスの改善に向けて、分かりやすい情報提供、利用条件等の柔軟化、申請手続きの分かりやすさなどが求められています。
-------	---

3 住まいや暮らしについて

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 8割近く（79.5%）の障害のある人が、現在自宅で家族等と暮らしており、自宅で一人で暮らしている人は14.2%です。また、約6割（59.1%）が今後も自宅で家族等と暮らすことを希望しており、自宅で一人暮らしを希望する人は約2割（21.3%）となっています。
- 主な介助者は、身体障害のある人は「配偶者（夫又は妻）」、知的障害のある人は「父又は母」が多くなっています。精神障害のある人は「介助は必要ない（介護者はいない）」の割合が高くなっています。
- 介助者の約4割（40.8%）が60歳以上で、介助者のほぼ3人に1人が「健康に不安がある」と回答し、特に60歳以上の介助者の半数近く（48.3%）が不安を感じています。
- 希望する暮らしを送るために必要な支援として「医療や生活にかかる経済的な負担が軽くなること」「相談支援が充実していること」「地域住民の障害に対する理解が深まること」などの順に多くなっています。特に身体障害のある人では「医療や生活にかかる経済的な負担が軽くなること」「在宅で医療的ケアなどを適切に受けられること」、知的障害のある人では「障害のある人に適した住まいが確保されること」「日中過ごせる場所・仲間や友達と出会える場所が充実していること」などがそれぞれ求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 介助者の高齢化や健康の不安に対するきめ細かな支援が必要です。 ● 障害のある人が、希望する場所で生活できるよう、<u>経済的負担の軽減、医療的ケアや生活支援サービスの充実、障害に適した住環境の整備</u>などが必要です。
-------	---

4 相談について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 相談したいことは、身体障害のある人では「自分の体調のこと」や「利用できる福祉制度のこと」をはじめ、ほかの障害区分と比べて「炊事・掃除・洗濯など家事のこと」の割合が高くなっています。知的障害のある人では、ほかの障害区分と比べて「自分や家族の老後のこと」「支援してくれる人のこと」、精神障害のある人では「仕事・就職のこと」「家族・学校・職場・近所などでの人間関係のこと」などがそれぞれ多く回答されています。
- 相談先への要望としては「1箇所でどんな相談にも対応できること」が最も多く、特に身体障害のある人で「休日や夜間、緊急時でも相談できること」「電話・FAX・電子メールでの相談ができること」、知的障害のある人で「身近な地域で気軽に相談できる場所が増えること」「障害の特性に応じて専門の相談ができる相談員が常駐していること」などが求められています。
- 地域活動支援センターの利用率は1割(10.2%)程度となっており、6割以上(65.4%)が知らなかったと回答しています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● <u>ワンストップ型の相談窓口</u>が求められており、障害特性の違いや年齢など、個々の<u>状況に応じた専門性のある相談体制</u>の充実が必要です。● 地域活動支援センターの利用を促進するための周知が必要です。
-------	--

5 就労や日中の活動について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障害のある人の半数近く(47.2%)が就労しており、また、知的障害のある人の4人に1人(25.0%)が「通所施設」に通っています。
- 通所施設に通っている人の1割(10.0%)が「一般就労したい」と回答しています。
- 現在、就労している人の今後の就労継続意向については、8割以上(86.3%)が「現在の仕事を続けたい」と回答しており、また就労していない人の半数近く(46.7%)が今後の就労を希望しています。
- 障害のある人が働きやすくなるためには「障害があっても働ける場所が増えること」「短時間勤務や勤務日数への配慮など柔軟な働き方ができること」「職場で差別がないこと」「通勤手段が確保されていること」などが求められています。
- 農福連携については8割以上(81.1%)が「言葉も内容も知らない」と回答していますが、農業への従事については、およそ4人に1人(23.6%)が関心を示しています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の就労の場を確保するために、<u>障害者雇用率の向上をはじめ、職場における合理的配慮や差別禁止等の徹底、短時間勤務や通院しながらの勤務など障害の特性に応じた柔軟な労働条件の整備</u>が求められています。 ● <u>農福連携</u>についての啓発活動の充実など、情報発信を充実し、障害のある人への就労の場の選択肢を増やす必要があります。
-------	---

6 コミュニケーションや社会参加について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障害のある人に対する理解については、3割以上（36.2%）が「進んできた」と感じている一方、半数以上が「進んでいない」と回答しています。
- 人とコミュニケーションをとるときに困難な人は7割近く（66.9%）を占めており、特に知的障害のある人や発達障害の診断を受けている人、18歳未満の若い人で困ることが「よくある」と回答しています。
- 障害のある人の半数以上（56.7%）が、近所の人や地域の人と何らかの「付き合い」があると回答している一方、精神障害のある人の半数以上（55.4%）が「ほとんど近所付き合いがない」と回答しています。
- 参加している地域活動については「お祭り・盆踊りなど」「自治会の活動」などが比較的多いものの、過半数（53.5%）が「参加していない」と回答しています。
- 地域活動への参加意向については過半数（55.9%）が「参加したい」と回答する一方「参加したくない」は約4割（39.4%）を占めており、特に精神障害のある人や近所付き合いがない人でその割合は目立っています。
- 協力できそうな地域活動については「悩みを聞くことや相談相手になること」「ごみ出しや掃除の手伝い」「災害時における避難の手助け」などの順に多くなっています。
- 障害のある人の約3割（28.4%）が避難所の場所を知らないと回答しており、特に精神障害のある人や近所付き合いがない人でその割合が高くなっています。
- 災害時の自力での避難については「できない」が約3割（29.1%）、「わからない」が2割程度（22.0%）で、特に知的障害のある人や18歳未満の若い人で「できない」人が多くみられます。
- 災害時に近所で助けてくれる人については、4割近く（37.8%）が「いない」と回答しています。特に近所付き合いがない人で「いない」人が多くなっています。
- 災害時避難行動要支援者制度については、6割以上（65.4%）が「知らない」と回答しており、名簿登録者は1割未満（7.1%）です。

<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害のある人など、地域活動に参加している割合が低い人は、今後の参加意向割合も低い傾向にあります。地域共生社会の実現を目指し、障害に対する地域の人々の理解を進めるために、地域の福祉活動等を通して、<u>障害のある人と地域住民との交流の機会を充実</u>させることが必要です。 ● 障害のある人にとって必要な情報伝達やコミュニケーションが円滑にできるよう、<u>意思疎通支援の充実</u>を図るとともに、障害の特性に応じた効果的な情報の提供や情報伝達手段の検討が必要です。 ● 障害のある人の地域社会における孤立の防止や災害時の避難支援のために、<u>地域の見守りネットワークの構築と連携、避難行動要支援者避難支援名簿等の周知、登録に向けた啓発の充実</u>が必要です。
--------------	---

7 療育・保育・教育について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 調査対象となったほとんどの子どもが、現在、学校等へ通所、通学しており、4人に1人（26.7%）は小学校や中学校の通常の学級に通っています。
- 子どもの発達障害等に、保護者が気付いたきっかけは「家庭内での様子」「産後まもなく」などが多くなっています。
- 子どもの発達障害等の相談先としては「かかりつけや専門の病院」「町役場の窓口」「家族・親せき」「社会福祉協議会」「小・中学校・高等学校」の順に多くなっています。
- 保護者が必要とする支援としては「身近な場所で子どもの発達について相談できる場所が増えること」「通園・通学先で子どもの特性や発達に合わせた支援をしてもらえること」「保育士や教職員が障害への理解を深めること」などが求められています。
- ペアレントメンターの認知率は4割（40.0%）で、3人に1人（33.3%）がペアレントトレーニングに参加経験があり、同じく3人に1人（33.3%）が今後の参加意向を示しています。

<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある子どもが十分な教育・保育を受けられるよう、<u>合理的配慮</u>をはじめとする環境の整備をはじめ、教職員等が児童・生徒に適切に対応することができるための<u>専門性の向上</u>、子どもの特性に応じた教育指導、相談体制の充実が必要です。 ● 発達障害や障害のある子どもの家族に対する支援、保護者等の精神的負担の軽減を目的とした<u>レスパイト施策の充実</u>をはじめ、ペアレントトレーニング等の養育能力向上に向けて学ぶ場や情報を共有する場、抱える悩みに適応した<u>専門的な相談体制の充実</u>が必要です。
--------------	--

8 行政の福祉施策について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障害のある人が住みやすいまちをつくるために行政が取り組むべきこととして「身近な場所で気軽に相談できる場所を増やす」「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」「誰もが障害について学び、理解を深める機会を増やす」などが求められています。

今後の課題	● 障害福祉サービスの充実はもとより、相談体制の充実、経済的な支援、障害についての理解の促進など、関連機関との連携を図りながら、 <u>包括的な支援体制を充実</u> させていく必要があります。
-------	---

【4】障害者支援に関する事業所調査から読み取れる課題

本計画の策定にあたって、町内の障害福祉サービス提供事業所に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

1 障害者福祉事業を運営する上で困っていること（問題点や課題）

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- 支援方法などについて、定期的に研修をし、学べる場を作っているが、なかなか継続していくこと、定着していくことの難しさがある。
- 事業の新規展開や利用者数の拡大を行う上で、現在の施設（建物）のスペースが狭く障壁となっている。
- 職員の業務負担が大きく、労働条件の改善ができていない。
- 利用者を増やしていくための広報活動が不十分である。
- 特に利用者との対応における相談支援員との連絡や連携、情報共有
- 人材の確保、職員不足（慢性的なヘルパー不足）、職員（特に男性職員）の応募が少ない。早朝、移動支援で通学に対応できるヘルパーがいない。
- 利用者が予定日当日に支援中止を申し出る。

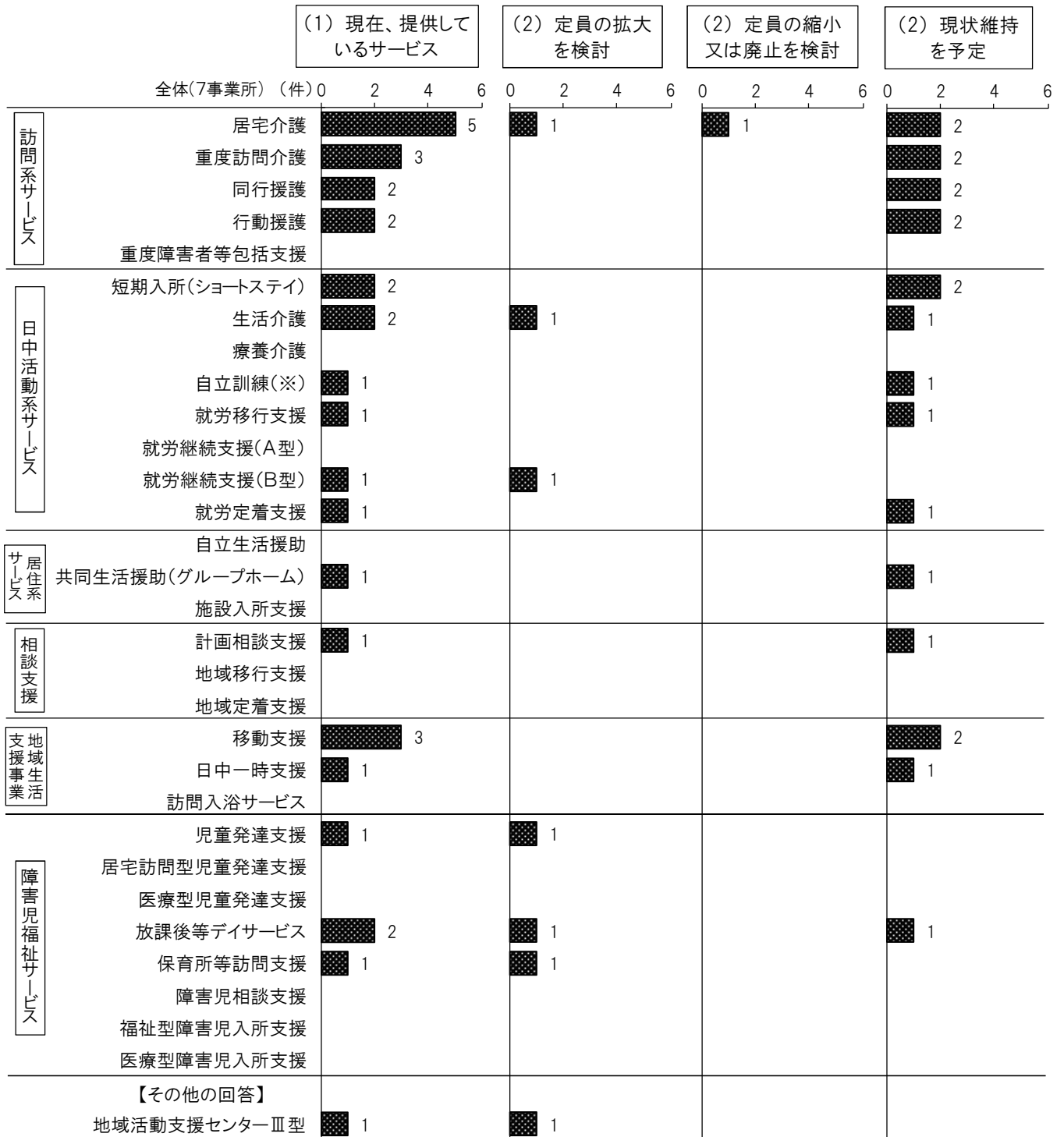
2 障害福祉サービスが利用しやすくなるため必要だと思うこと

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- 障害にかかわらず、本人にとって必要な支援を選びやすくなる地域の環境づくり
- 利用者が十分に活動でき、かつ新規に利用者数を拡大できるだけのスペースがある施設（建物）の確保
- 様々な方法（紙媒体、ネット、訪問、その他）での活動の紹介等の広報活動
- 行政（役場）、福祉（社協、相談支援員等）、利用者の御家族（後見人）との連携及びその連携の行い方を整理すること。
- 財政的な支援
- 新規に障害福祉サービス（児童も含む）を利用したいと思われている方への相談体制の充実
- ヘルパーの人数を増やせるよう努力する。ヘルパーの研修等などでスキルを上げる。
- 入浴設備の改善（特浴機械を導入するなど）

3 障害福祉サービスの提供方針について

【 7事業所の回答の内訳 】



※ 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）

4 今後、新設（新規参入）を検討しているサービス

回答件数	今後、新設(新規参入)を検討しているサービス
2	就労継続支援(B型)
1	同行援護
1	行動援護
1	新設を検討しているサービスはない・わからない

5 計画策定にあたっての意見や要望

【 主な回答結果（回答要旨：抜粋） 】

- 坂町の公共施設について、障害者団体、障害者福祉に関わる事業所、ボランティア団体の利用料の免除
- 相談支援事業所の新規開設
- 町民、障害者福祉に関係する職員等の障害者に対する理解の向上、個々の障害のある人に対応する力の向上
- 障害のある人とのコミュニケーションのとり方をはじめ、障害のある人への基本的な関わり方や対応していく力を向上させること。
- 地域で介護も、障害も見守りできる考え方や環境を考えてもらいたい。
- 障害のある人も高齢者も元気で長く働くことができ、やりがいをもって生活できる、自分のことは自分で前向きにできる場所を考える。

【5】障害者支援に関する関係団体調査から読み取れる課題

本計画の策定にあたって、町内の障害者福祉関係団体に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

1 支援活動を行う上で困っていること

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- メンバーの高齢化、若い世代の新規入会がない。参加者の固定化
- 会の運営はごく一部の人の頑張りで成り立っており負担も大きい。
- 活動場所、坂町の施設を利用する際は、民生課にお願いをしている。他の市町のように、障害者団体は町内の施設は無料又は減免になるよう登録してほしい。
- 会員以外との交流がない。
- イベントを企画しても資金面で実現が困難

2 有効と思われる取組やアイデア等

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

（1）障害福祉サービスの提供について

- 個々に必要なサービスは受けられるようになっている。専門的な事業所や相談支援専門員の数も増えてきた。他の市町に比べ、困難な事案も柔軟に対応してもらっている。
- 提供量は十分にあって、利用したい事業所が近隣になかなかない。
- 坂町広報「よつばだより」に、もっと幅広く福祉情報を掲載してほしい。
- 利用者と支援してくださる方の人数に（人員不足）差がある。利用希望者が増えて、利用しやすくなってきているのだなとも感じる。

（2）相談支援体制について

- ニーズに対して町（行政）の対応状況が、人手不足のため不十分
- 相談支援専門員の専門性の強化
- 新しくできる施設での相談支援体制の充実

（3）雇用・就労の促進

- 町内企業に対する雇用の呼び掛け
- 新しい施設での就労移行支援
- 公的施設で働ける環境の整備
- 障害のある人の町職員への採用
- いろいろな企業での就労体験

(4) 療育・保育・教育の充実

- 新しい施設の児童発達支援センターに期待
- 重心の子どもにも活動や学習の場を
- 不登校の子どもへのサポート（支援学級に入ることによって登校しにくい心理になっている場合が多いと聞いている。他のフォローできる空間も必要）

(5) 権利擁護・差別解消の推進

- 障害のある人については現段階では利用を促進しないでほしい。
- 障害のある人への差別の解消
- 理解を深めるためにも、交流の場をつくってほしい。
- 在籍の支援級から普通級に移籍するときに、高い壁がある。インクルーシブ教育を目指してほしい。

(6) 地域での生活を支援する様々な取組の充実

- 町内にグループホームが欲しい。
- 共生型障害福祉サービスは、一部の利用者には好評だが、せっかく共生型にしてもらったにもかかわらず、まだまだ障害のある人が安心して利用できずにいるので、対策がほしい。
- 知的障害のある人が一人でも自宅で生活できるように、生活（食事、外出の準備、掃除等）を援助してくれるヘルパー（社協や済生会その他事業所）の育成と増員
- 障害のある人が働ける場所を増やす。

3 計画策定にあたっての意見や要望

【 主な回答結果（回答要旨：抜粋） 】

- 社協を利用しやすい施設にする。
- 役場敷地内の車椅子用駐車場に屋根を設置してほしい。

第3章 前期計画の進捗状況

【1】成果目標の進捗状況

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに、令和元年度末時点の福祉施設入所者13人から1人(7.7%)を削減目標としていますが、令和4年度末では施設入所者削減数は2人(15.4%)となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の施設入所者数	13人 (基準値)	—	—
② 令和5年度末の施設入所者数	12人	11人	—
③ 令和5年度末の施設入所者の削減見込者数(①-②)	1人	2人	—
④ 施設入所者の削減割合(③/①)	7.7%	15.4%	①から1.6%以上削減
⑤ 令和5年度末までの施設入所者の地域移行者数	1人	0人	—
⑥ 地域生活移行率(⑤/①)	7.7%	0.0%	①の6%以上

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備については、令和4年度末では未整備となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和5年度末までの地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所	0箇所	各市町村又は各圏域に1つ以上確保
② 地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数(回/年)	1回	0回	年1回以上、運用状況を検証及び検討

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和5年度末において2人とすることを目標としていますが、令和4年度末では1人となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	1人 (基準値)	—	—
② 令和5年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	2人	1人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	2.0倍	1.0倍	①の1.27倍以上

(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5年度末において1人とすることを目標としていますが、令和4年度末では1人となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	1人 (基準値)	—	—
② 令和5年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	1人	1人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.0倍	1.0倍	①の1.30倍以上

(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援A型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5年度末において1人とすることを目標としていますが、令和4年度末では0人となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の就労継続支援A型事業利用者から一般就労への移行者数	0人 (基準値)	—	—
② 令和5年度末時点の就労継続支援A型事業利用者から一般就労への移行者数	1人	0人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	—	—	①の1.26倍以上

(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援B型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5年度は移行者を見込んでいません。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	0人 (基準値)	—	—
② 令和5年度末時点の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	0人	0人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	—	—	①の1.23倍以上

(5) 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度末までに一般就労に移行する2人のうち2人が就労定着支援を利用することを目標としていますが、令和4年度末では移行者1人のうち1人が就労定着支援を利用しており、目標を達成しています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和5年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	2人	1人	—
② 令和5年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	2人	1人	—
③ 就労定着支援事業の利用割合(②/①)	100.0%	100.0%	①の7割

(6) 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所において就労定着率を8割以上にすることについては、就労定着支援事業所を未設置のため見込んでいません。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 令和5年度末時点の就労定着支援事業所数	0箇所	0箇所	—
② 令和5年度末時点の就労定着率が8割以上の事業所数	0箇所	0箇所	—
③ 令和5年度末時点の就労定着率8割以上の事業所が全事業所に占める割合(②/①)	—	—	①の7割以上

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数は、目標値を上回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	—	
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	14人	14人	14人	21人	24人	25人	—	
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	1回	1回	1回	0回	0回	0回	—
	評価	1回	1回	1回	0回	0回	0回	—
④ 精神障害者の地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	1人	—	
⑤ 精神障害者の地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—	
⑥ 精神障害者の共同生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	1人	—	
⑦ 精神障害者の自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—	

※ 令和5年度の進捗状況は見込み

注：④～⑦は月間利用者数

5 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは、本町では未設置となっています。

重症心身障害児に対応した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス支援事業所は、令和4年度末ではそれぞれ2箇所設置しています。

医療的ケア児支援のための協議の場を設置しており、コーディネーターは令和4年度末で4人配置しています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
① 児童発達支援センターの設置数	1箇所	0箇所	各市町村に少なくとも 1箇所以上設置
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	0箇所	各市町に利用できる 体制を構築
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所(圏域)	2箇所	各市町村に少なくとも 1箇所以上確保
④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	1箇所(圏域)	2箇所	各市町村に少なくとも 1箇所以上確保
⑤ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置済み	設置済み	各都道府県、各圏域、 各市町村において 協議の場を設置
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	4人	各都道府県、各圏域、 各市町村において コーディネーターを配置

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等については、本町では未整備となっています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
① 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	有	有	無	無	無	—
② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	2件	2件	0件	0件	0件	—
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	2件	2件	0件	0件	0件	—
④ 地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	0回	2回	2回	0回	0回	0回	—

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質を向上させるための取組については、本町では未整備となっています。

		目標数値			進捗状況			国の基本指針
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		1人	1人	1人	0人	0人	0人	—
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	無	無	有	無	無	無	—
	実施回数	0回	0回	1回	0回	0回	0回	—

8 発達障害者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数は、目標値を下回っています。

ペアレントメンターの人数及びピアサポート活動への参加人数は、目標どおりです。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	8人	8人	8人	2人	5人	6人	—
② ペアレントメンターの人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人	—
③ ピアサポート活動への参加人数	0人	0人	0人	0人	0人	73人	—

※ 令和5年度の進捗状況は見込み

【2】第6期障害福祉計画の進捗状況

1 訪問系サービス

居宅介護の利用者数は、令和3年度は計画値を下回りましたが、令和4年度はおおむね計画どおりとなっています。時間数は計画値を下回っています。

行動援護は利用者数、時間数共に、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	20	21	22	14	20	20
	時間/月	380	400	420	337	349	355
重度訪問介護	人/月	2	2	2	0	0	0
	時間/月	120	140	160	0	0	0
同行援護	人/月	1	1	1	0	0	0
	時間/月	4	4	4	0	0	0
行動援護	人/月	2	2	2	1	1	1
	時間/月	50	80	100	50	50	50
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	25	26	27	15	21	21
	時間/月	554	624	684	387	399	405

注：令和5年度は令和5年9月末日現在の実績値（以下同様）

2 日中活動系サービス

生活介護及び就労継続支援A型の利用者数はおおむね計画どおりですが、日数は計画値を下回っています。

自立訓練（生活訓練）及び就労移行支援の利用者数はおおむね計画どおりですが、自立訓練（生活訓練）の日数は計画値を大きく上回っています。

就労継続支援B型の利用者数は増加傾向にあり、日数は計画値を大きく上回っています。

就労定着支援及び療養介護の利用者数は、おおむね計画どおりです。

短期入所（福祉型）の利用者数はおおむね計画どおりですが、日数は計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	20	21	22	20	23	23
	人日/月	417	437	457	372	419	379
自立訓練 （機能訓練）	人/月	0	0	0	1	1	0
	人日/月	0	0	0	1	3	0
自立訓練 （生活訓練）	人/月	6	7	8	7	9	8
	人日/月	90	105	120	91	138	115
就労移行支援	人/月	2	3	4	6	4	6
	人日/月	40	60	80	93	56	83
就労継続支援 A型	人/月	9	10	10	8	8	10
	人日/月	180	200	200	172	164	198
就労継続支援 B型	人/月	22	23	25	23	27	28
	人日/月	345	360	390	405	476	443
就労定着支援	人/月	4	5	5	2	5	4
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6
短期入所 （福祉型）	人/月	5	6	7	6	8	6
	人日/月	20	24	28	29	50	43
短期入所 （医療型）	人/月	2	2	2	0	0	0
	人日/月	8	8	8	0	0	0

3 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援の利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	9	10	11	8	11	12
施設入所支援	人/月	13	13	12	11	11	12

4 相談支援

計画相談支援の利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	20	25	30	25	25	36
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

5 地域生活支援事業

(1) 必須事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用件数は、おおむね計画どおりです。

日常生活用具給付等事業について、自立生活支援用具及び在宅療養等支援用具の利用件数は計画値を下回っています。また、排泄管理支援用具の利用件数は減少傾向にあり、計画値を下回っています。

移動支援事業の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っていますが、地域活動支援センターの利用者数は計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	無	無	無
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	3	3	3	2	2
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有	無	無
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有	無	無
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用件数/年	0	0	2	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/月	3	3	3	2	2
	手話通訳者設置事業	設置人数/月	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	1	1	1	1	1
	自立生活支援用具	利用件数/年	5	5	5	3	2
	在宅療養等支援用具	利用件数/年	2	2	2	2	1
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	1	1	1	1	1
	排泄管理支援用具	利用件数/年	341	350	360	348	330
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	利用件数/年	0	0	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年 (講習修了者数)	5	6	7	7	9	
移動支援事業	人/月	12	13	13	18	24	
地域活動支援センター	人/月	17	18	19	12	10	

(2) 任意事業

訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業の利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業	人/月	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス事業	人/月	1	1	1	2	1	1
日中一時支援事業	人/月	1	1	1	1	1	1

【3】第2期障害児福祉計画の進捗状況

1 障害児に関するサービス

児童発達支援の利用者数は増加傾向にあり、日数は計画値を大きく上回っています。

放課後等デイサービスの利用者数は増加傾向にありますが、日数は計画値を下回っています。

障害児相談支援の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	2	3	3	8	12	13
	人日/月	24	36	36	49	95	85
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1	0	0	1
	人日/月	4	4	4	0	0	6
放課後等デイサービス	人/月	31	34	37	27	42	42
	人日/月	372	408	444	288	342	377
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	0	0	0
	人日/月	2	2	2	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1	0	0	0
	人日/月	4	4	4	0	0	0
障害児相談支援	人/月	8	9	10	7	13	13
医療的ケア児に対するコーディネーターの設置	人	1	1	1	2	4	4

2 障害児の子ども・子育て支援

保育園の利用者数は計画どおりですが、認定こども園の利用者数は、計画値を下回っています。

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の利用者数は、おおむね計画どおりです。

種別	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園	人/月	5	6	6	5	6	5
認定こども園	人/月	10	11	11	6	5	3
放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	人/月	12	13	13	15	13	13

第4章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

【1】国の基本指針について

1 基本指針の見直し

令和5年5月19日、厚生労働省から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部の改正が告示されました。

基本指針は、市町村及び都道府県が、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、令和6～令和8年度までの、本計画を策定するにあたって即すべき事項を定めています。

【基本指針見直しの主なポイント（要旨）】

基本指針	見直しのポイント
1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
5 発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
6 地域における相談支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進 ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
7 障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
8 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

基本指針	見直しのポイント
9 障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
10 障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
12 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重、支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
14 その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間の柔軟化 ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2 成果目標の見直し

国の基本指針では、計画期間が終了する令和8年度末の成果目標について、次の通り掲げています。

【 成果目標（令和8年度末の目標）の見直しのポイント（要旨） 】

1 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

3 地域生活支援の充実

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1箇所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1箇所以上
- 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

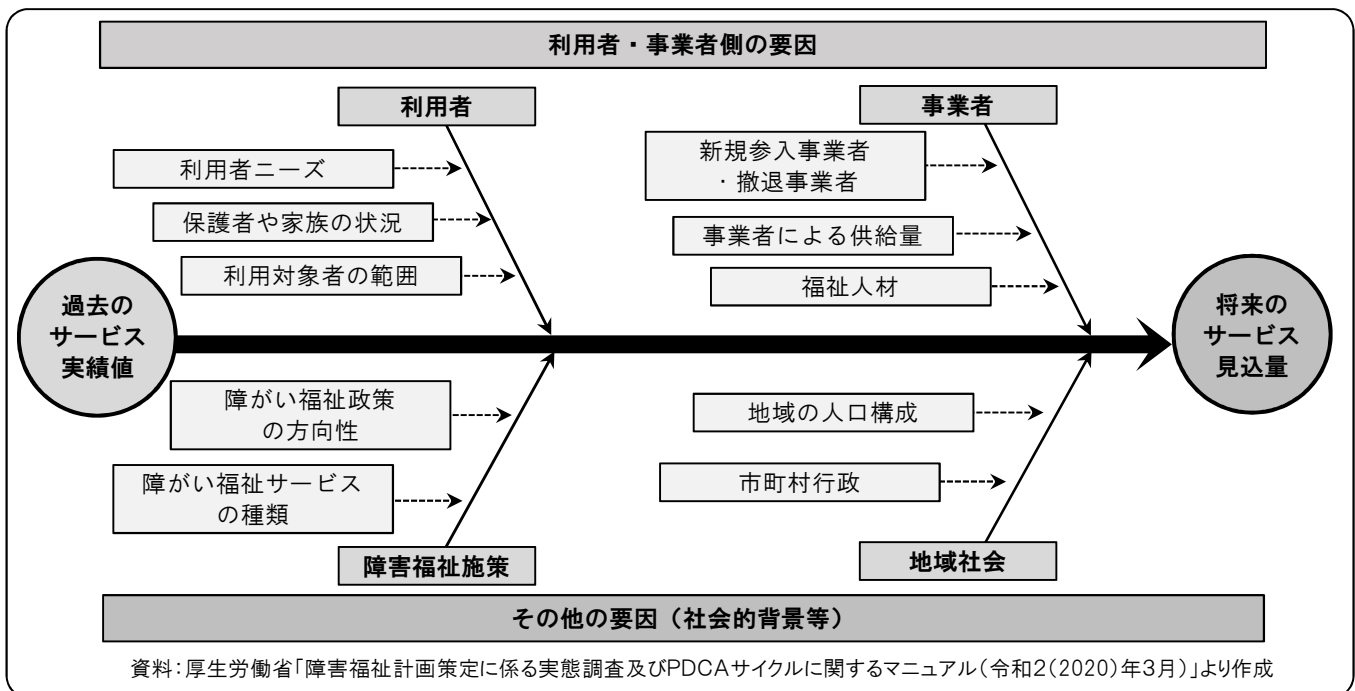
6 相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

【参考資料／障害福祉サービス見込量の算出にあたっての考え方】



【2】成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活への移行者数の目標値を設定します。

■国の基本指針■

- (1) 令和4年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- (2) 令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

■本町の目標■

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 本町においては、入所者の家族の不在や高齢化等により、地域生活へ移行ができる可能性のある人がいないため、削減目標は設定しないこととします。

	数値	備考
施設入所者数	11人	・令和4年度末時点の入所者数(A)
施設入所者の地域生活への移行者数	0人	・令和8年度末までの地域生活への移行者数(B)
地域生活への移行率	—	(B/A)

(2) 施設入所者の削減

	数値	備考
施設入所者の削減数	0人	・令和8年度末時点での削減見込者数(C)
施設入所者の削減割合	—	・令和4年度末時点の入所者数(A)からの削減割合(C/A)

2 地域生活支援の充実

■国の基本指針■

- (1) 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点を整備する。
- (2) 令和8年度末までの間、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

■本町の目標■

(1) 地域生活支援拠点等の状況

- 令和8年度末までに、コーディネーターを1人、障害福祉サービス事業所等の担当者を1人配置し、運用状況の検証及び検討を年2回実施します。

	令和8年度
① 地域生活支援拠点等の設置状況	1箇所
② コーディネーターの配置人数	1人
③ 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	1人
④ 運用状況の検証及び検討 (支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数)	2回/年
⑤ 地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築	有
⑥ 地域生活支援拠点における緊急時の連絡体制の構築	有

(2) 強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備

- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害者のニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携し支援体制を整備します。

	令和8年度
① 強度行動障害を有する障害者に関するニーズ把握等の実施	有
② 強度行動障害を有する障害者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	有

3 福祉施設から一般就労への移行

■ 国の基本指針 ■

【福祉施設から一般就労への移行に関する目標】

- (1) 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- (2) 上記(1)のうち、就労移行支援事業から、令和8年度末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- (3) 上記(1)のうち、就労継続支援A型事業から、令和8年度末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績のおおむね1.29倍以上を目指す。
- (4) 上記(1)のうち、就労継続支援B型事業から、令和8年度末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績のおおむね1.28倍以上を目指す。
- (5) 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

【就労移行支援事業所から一般就労への移行に関する目標】

- (6) 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所全体の5割以上とする。

【就労定着支援事業所利用後の就労定着率[※]に関する目標】

- (7) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※ 【就労定着率】 過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

■本町の目標■

- 令和8年度末までに4人が一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和8年度末までに3人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援A型事業利用者から、令和8年度末までの一般就労は見込んでいません。
- 就労継続支援B型事業利用者から、令和8年度末までに1人が一般就労することを目指します。
- 令和8年度末までに4人が就労定着支援を利用することを目指します。

	令和3年度	令和8年度	比較 (国の指針)
① 一般就労への移行	3人	4人	1.33倍 (1.28倍)
② 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	3人	3人	1.00倍 (1.31倍)
③ 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	0人	— (1.29倍)
④ 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	1人	— (1.28倍)
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	3人	4人	1.33倍 (1.41倍)

- 就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合を5割以上にすることを目指します。

	令和8年度
就労移行支援事業所数	1箇所
就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1箇所
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	100.0% (50%以上)

- 就労定着支援事業利用修了後の就労定着率が7割以上の事業所数の割合については、町内に就労定着支援事業所がないため目標設定はありません。

	令和8年度
就労定着支援事業所数	0箇所
就労定着支援事業利用修了後の就労定着率が7割以上の事業所数	0箇所
就労定着率が7割以上の事業所の割合	— (25%以上)

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援などを推進します。

■国の基本指針■

- (1) 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- (2) 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- (3) 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- (4) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (5) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (6) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (7) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (8) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■本町の目標■

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	24人	24人	24人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
④ 精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
⑤ 精神障害者の地域定着支援	0人	0人	0人
⑥ 精神障害者の共同生活援助	1人	1人	1人
⑦ 精神障害者の自立生活援助	1人	1人	1人
⑧ 精神障害者の自立訓練(生活訓練)	3人	3人	3人

注：④～⑧は月間利用者数

5 障害児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針■

- (1) 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- (2) 令和8年度末までに、全ての市町村において、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- (3) 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- (4) 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- (5) 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- (6) 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。

■本町の目標■

	令和8年度
① 児童発達支援センターの設置数	1 箇所
② 保育所等訪問支援事業所の設置数	1 箇所
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	2 箇所
④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	2 箇所
⑤ 保育所等訪問支援等の活用による障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）の推進体制の構築	1 箇所
⑥ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	有
⑦ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	4 人

6 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針■

- (1) 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
- (2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
- (3) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数を見込む。
- (4) 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。
- (5) 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込む。
- (6) 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数を見込む。

■基幹相談支援センターの配置等の状況に関する目標■

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 基幹相談支援センターの設置状況	1箇所	1箇所	1箇所
② 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件	5件	5件
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件	3件	3件
④ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	3回
⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数	3回	3回	3回
⑥ 主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	1人

■国の基本指針■

- (7) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数を見込む。
- (8) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数を見込む。
- (9) 協議会の専門部会の設置の有無
- (10) 協議会の専門部会の実施回数を見込む。

■協議会での検討状況に関する目標■

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦ 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3回	3回	3回
⑧ 参加事業者・機関数	3	3	3
⑨ 専門部会の設置	有	有	有
⑩ 専門部会の実施回数	6回	6回	6回

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■国の基本指針■

- (1) 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- (2) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。
- (3) 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無
- (4) 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有回数

■本町の目標■

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	1人	1人	1人
② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制有無	無	無
	実施回数	0回	0回
③ 指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無	無	無	無
④ 指導監査結果の関係自治体との共有回数	0回	0回	0回

8 発達障害者等に対する支援

■国の基本指針■

- (1) 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数及び実施者数の見込みを設定する。
- (2) 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- (3) 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■本町の目標■

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	6人	6人	6人
② ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	2人	2人	2人
③ ペアレントメンター的人数	4人	4人	4人
④ ピアサポートの活動への参加人数	80人	80人	80人

【3】第7期障害福祉計画

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本町の障害者を取り巻く現状の変化や第6期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害者ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

1 訪問系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	14	20	20	21	22	23
	時間/月	337	349	355	360	380	400
重度訪問介護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	120	120	120
同行援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	50	50	50	50	50	50
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	15	21	21	23	24	25
	時間/月	387	399	405	530	550	570

注：令和5年度は令和5年11月末日現在の実績値（以下同様）

【見込量確保のための方策】

- 安定したサービスの提供ができるよう、サービス提供従事者の確保が必要です。そのため、関係機関と連携し、人材の確保に努め、需要の増加に対応します。また、坂町社会福祉協議会で実施している「ヘルパー養成講座」等の周知を図り、幅広い人材の確保に向けて、講座への参加の促進に努めます。
- サービスの量的な確保だけでなく、質の向上のため、訪問系サービスを実施している事業者に対し、県が実施する人材育成事業やレベルアップ事業等を活用し、関係者の質の向上を図ります。また、本町と関係機関との共同によりスキルアップ講座等を実施します。

2 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	20	23	23	25	27	29
	人日/月	372	419	379	455	491	527
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	0	0	0	0
	人日/月	1	3	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	7	9	8	10	11	12
	人日/月	91	138	115	168	198	228
就労移行支援	人/月	6	4	6	5	6	7
	人日/月	93	56	83	71	86	101
就労継続支援 A型	人/月	8	8	10	9	9	9
	人日/月	172	164	198	184	184	184
就労継続支援 B型	人/月	23	27	28	29	31	33
	人日/月	405	476	443	514	552	590
就労定着支援	人/月	2	5	4	5	5	5
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6
短期入所 (福祉型)	人/月	6	8	6	9	9	9
	人日/月	29	50	43	57	57	57
短期入所 (医療型)	人/月	0	0	0	2	2	2
	人日/月	0	0	0	8	8	8

【 見込量確保のための方策 】

- 就労支援関係のサービスが有効に実施されるように、サービス提供事業者やハローワーク、障害者就業・生活支援センター、町内企業等関係機関との連携を強化し、就労支援体制を充実し、障害のある人の一般就労の促進を図ります。
- 短期入所は、家族介護者の負担の軽減や介護者の病気等の緊急時の利用だけでなく、本人の地域での自立に向けた重要なサービスであることから、現在の利用状況と利用ニーズを適切に分析し、共生型サービスを含め、町内のサービス提供事業者と協議しながら、サービスの充実を図ります。

3 居住系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	8	11	12	12	13	14
施設入所支援	人/月	11	11	12	11	11	11

【 見込量確保のための方策 】

- 共同生活援助（グループホーム）は、障害のある人が地域生活への移行を進めるための重要な施設であることから、社会福祉法人等に対して整備を働き掛けます。
- 施設入所支援については、障害支援区分に基づき、必要な人が入所できるよう適切な支援に努めます。
- 地域移行後の支援体制について、適切にサービスを受けることができる体制の充実に努めるとともに、家族支援の充実や地域住民への理解の促進を図ります。

4 相談支援

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	25	25	36	27	29	31
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

【 見込量確保のための方策 】

- 指定相談支援事業者との連携を強化し、利用計画を適切に提供できるよう、支援体制の確保に努めます。
- 障害の種類にかかわらず対応できる知識と、障害の種類ごとに求められる専門性の高い知識の双方を兼ね備えた相談支援専門員及び主任相談支援専門員の育成のため、県や関係機関で実施する研修会等への参加の促進を図ります。
- 広域で連携しながら、計画相談支援の実施体制の強化を図り、全ての対象者に対して適切にサービスを提供できる体制の整備に努めます。
- 多職種 of 専門家から構成されるチームにより支援する「ACTひろしま」との連携などにより、安定した地域生活の継続のためのアウトリーチ※による支援を推進します。

※ 「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味で、福祉サービス等を利用することに否定的である人や接近が難しい人などに対して、支援者の方から積極的に向かい合う援助方法のこと。

5 地域生活支援事業

(1) 必須事業

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	3	2	2	2	2
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用件数/年	0	0	0	0	0	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/月	2	2	2	3	3
	手話通訳者設置事業	設置人数/月	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	1	1	0	1	1
	自立生活支援用具	利用件数/年	3	2	2	3	3
	在宅療養等支援用具	利用件数/年	2	1	0	2	2
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	1	1	1	1	1
	排泄管理支援用具	利用件数/年	348	330	318	340	340
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	利用件数/年	0	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年 (講習修了者数)	7	9	10	10	10	10
移動支援事業	人/月	18	24	22	25	26	27
地域活動支援センター	人/月	12	10	11	11	11	11

【地域生活支援事業のサービス概要】

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害者等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害者の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障害者等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害者等について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター	地域活動支援センターにおいて、地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障害者等の地域における生活支援を促進します。

(2) 任意事業

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	人/月	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス事業	人/月	2	1	1	2	2	2
日中一時支援事業	人/月	1	1	1	2	2	2

【任意事業のサービス概要】

サービス名	概要
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている障害者を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行います。
訪問入浴サービス事業	身体障害者を対象に、居宅に訪問し、入浴のサービスを提供します。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、日常的な生活訓練を行います。

【見込量確保のための方策】

- 町内の親の会「坂町心身障害児者ゆずりはの会」及び「ふーぷ」の活動について、継続的に支援します。
- 地域住民に対して障害や障害のある人についての正しい理解を深め、合理的配慮の提供など、地域共生社会の実現に向けた研修や啓発事業を実施します。
- 庁内の「保健・福祉の総合相談窓口」に基幹相談支援センター機能を備え、相談支援体制の充実を図ります。
- 障害のある人や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行い、障害のある人の地域生活を総合的に支援します。
- 高齢者担当課、坂町地域包括支援センター、坂町社会福祉協議会と連携し、庁内の「保健・福祉の総合相談窓口」において、高齢者福祉分野、障害福祉分野の一体的な中核機関を設置し、権利擁護の充実を図ります。

【4】第3期障害児福祉計画

障害児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本町の障害のある子どもを取り巻く現状の変化や第2期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害のある子どもニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

1 障害児に関するサービス

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援※	人/月	8	12	13	15	20	25
	人日/月	49	95	85	150	200	250
医療型 児童発達支援※	人/月	0	0	1	—	-	-
	人日/月	0	0	6	-	-	-
放課後等 デイサービス	人/月	27	42	42	45	48	50
	人日/月	288	342	377	362	382	402
保育所等 訪問支援	人/月	0	0	0	3	5	10
	人日/月	0	0	0	36	60	120
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	7	13	13	15	17	19
医療的ケア児に対する コーディネーターの設置	人	2	4	4	4	4	4

※ 児童発達支援は、令和6年4月1日から福祉型と医療型が統合

【 見込量確保のための方策 】

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービス提供事業者と連携し、情報共有に努めます。
- 発達に支援が必要な子どもが身近な地域で療育や支援を受けることができるよう、児童発達支援センターを設置し、保育所等訪問支援をはじめ関係機関との連携により、支援が必要な子どもの状況の把握に努め、適切な機関や療育につなぎます。
- 障害のある子ども及び保護者の意向を尊重し、支援に関する情報の共有を図り、幼少期からの切れ目のない効果的な支援に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、サービス内容の周知と提供体制の確保に努めます。
- 適切な支援が提供できるよう、利用計画やモニタリングを行う障害児相談支援事業所の確保と相談支援体制の強化を図ります。
- 医療的ケア児への対応について、保健、医療、障害福祉、保育、教育など関連する分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、多様化するニーズへの適切な対応に努めます。

2 障害児の子ども・子育て支援

種別	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育園	人/月	5	6	5	10	10	10
認定こども園	人/月	6	5	3	10	10	10
放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)	人/月	15	13	13	15	15	15

【 見込量確保のための方策 】

- 特別な支援が必要な子どもについて、保育園、認定こども園や留守家庭児童会等での受け入れ体制を整えます。
- 医療的ケアが必要な子どもについても、個々の障害に応じた総合的な支援体制の充実を目指します。
- 「坂町子ども・子育て支援事業計画」における施策や取組との連携、調整を図りながら、障害のある子どもに対する総合的な支援を推進します。

第5章 計画の推進

【1】計画の推進体制

1 庁内連携体制の強化

障害福祉サービスの適切な提供や障害に対する理解の促進、そのための啓発活動をはじめとする障害のある人への支援や福祉に関わる施策は、労働、教育、保健、医療など庁内の幅広い事業分野に及びます。

そのため、本計画の推進にあたっては、本町庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の強化を図ります。

2 関係機関との連携の強化

本計画の推進にあたっては、障害福祉サービス提供事業者や社会福祉協議会をはじめ、保健・医療機関、教育・保育機関、町内の障害者支援団体やボランティアグループ、NPOなど多様な団体との連携と協働体制により、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。また、障害への理解の促進に努め、地域において互いを尊重し、共に生活し活動できる「共生社会」づくりを目指します。

3 坂町地域自立支援協議会等との連携

関係団体、組織の関係者など様々な分野からの参画により構成される「坂町地域自立支援協議会」において、本計画の進捗状況の報告及び障害のある人の福祉の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、連携しながら取組への反映に努めます。

また、定期的に本計画に基づく取組の進捗状況及び障害福祉サービス等の提供状況等について点検や評価を行い、効果的な事業の推進を図るとともに、必要に応じて計画の修正を行います。

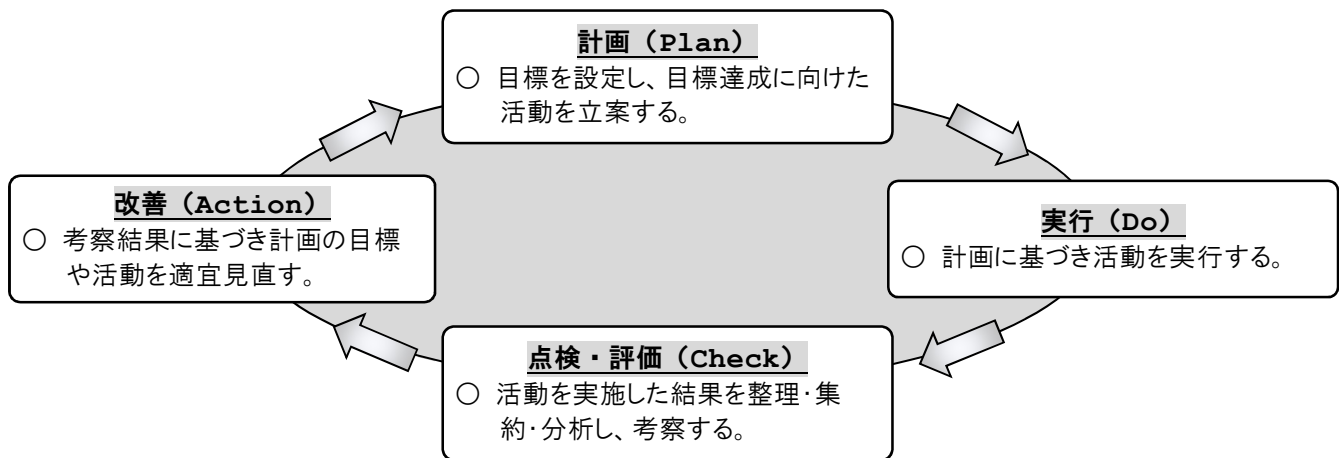
4 計画の周知

本計画は、障害のある人、障害福祉サービス提供事業所、障害者支援団体等をはじめとする関係機関と行政との連携及び協働による推進が不可欠です。そのため、町の広報紙やホームページ等をはじめ様々な機会を通じて、本計画に基づく取組や事業内容を公表し、広く周知を図ります。

【2】計画の進行管理

本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



資料編

- 1 坂町地域自立支援協議会設置要綱
- 2 坂町地域自立支援協議会委員名簿
- 3 策定経過・・・などを掲載予定

**坂町第7期障害福祉計画及び
坂町第3期障害児福祉計画**

発 行 / 令和6年3月
発 行 者 / 広島県 坂町
坂町役場 民生部 民生課 福祉係
〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号
電 話 (082) 820-1505
FAX (082) 820-1521
E-Mail minsei@town.saka.lg.jp
